荒天・災害等による試合の延期・中断・再開について

このことについて以下の通り、選手の安全を第一に考え運営をお願いいたします。

1 延期する場合

以下の状況が発生した場合は各リーグ責任者が中心となり該当チーム・会場責任者と連絡を取り合い、試合を延期する場合がある。

- (1) 前日、台風直撃や警報が出された場合。
- (2) 前日、台風直撃や警報が出されると予想された場合。
- (3) 当日、会場もしくは当該チームどちらか一方の地区で警報が発令された場合。
- (4) 当日、警報は発令されていないが、二次災害や交通途絶により選手が危険な目に合うと判断された場合。
- (5) 当日、災害が発生し、以下の状況が発生した場合。
 - ア災害により交通途絶または移動が困難である。
 - イ 会場が危険な状況である。
 - ウ 選手・スタッフに被害者が出た。
- (6) 災害などで数日、チームとして活動ができず、選手のコンディションも悪い場合。
 - ア集合もままならない、練習もできない。
 - イ連絡も取ることができない。
- (7) 所属長から活動中止命令が出た場合。
- (8) 実行委員会側から中止命令を言い渡す場合。
- 2 延期を決定した場合の連絡
 - (1) 前日までに延期が決定した場合は、19時までにチーム代表者に連絡を入れる。
 - (2) 当日、延期が決定した場合は、7時までにチーム代表者に連絡を入れる。
- 3 延期した場合の対応
 - (1) 延期を決定した場合は事務局・県リーグ審判担当に連絡をする。
 - (2) 当日、試合を延期したが、審判が会場に到着している又は移動中である場合は交通費を支払う。
 - (3)延期日程は、原則として当該チームで1週間以内に話し合い、日程決定後、速やかに事務局に 連絡する。
- 4 中断する場合

雷、豪雨等による試合の中断は、会場責任者が中心となり、両チームの責任者及び審判で判断し決定する。また、開始時間を遅らせる場合も同様。ホームチームの責任者は、中断したことを事務局に連絡する。中断後、1時間程度待機し状況を窺う。試合を再開する場合は、両チーム責任者及び審判で判断する。雷の場合は、JFA指針を参考にする。

5 中止する場合

一定時間試合を中断しても状況が改善されないと、会場責任者、両チーム責任者及び審判が判断した場合、試合を中止し、試合成立について確認を行う。ホームチームの責任者は試合の中止について

事務局に連絡する。中止試合の審判代は満額支払う。延期日程をできる限りその日の内に話し合い日程決定後、事務局に連絡する。

(1) 再試合の場合

- ア 試合が始まっていなければ、初めから行う。(試合開始直前、メンバー表も提出済みの場合も 含む)
- イ 試合が中断し中止になった場合は、試合が中断した時間から行う。

(2) 再試合の条件

- ア 最初から試合を行う場合は、再度メンバー表を提出する。
- イ 試合記録はすべて引き継ぎ(得点・警告・退場など)、メンバーは原則として試合中 止時点と同じメンバーとする。ただし怪我・疾病等により中止試合に出場した選手 が再試合に出場困難な場合は、中止試合の控え選手から再試合の出場選手を選出する。

(3) 試合成立

ア 試合が中止し、残り時間が10分以内の場合は試合成立とし、再試合は行わない。